

## パートナーシップ制度に係る検討について

### 1 パートナーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、お互いに人生のパートナーとすることを誓い合ったお二人について、自治体はその誓約を受領したことを証する制度です。

また、自治体が発行した受領書類を提示することにより、行政や民間のサービスを配偶者や生計同一者と同等に受けられることが期待されています。

※パートナーシップ制度は、法律で定められた制度ではなく自治体が独自に設けているものです。そのため、その名称や制度の考え方などは一律ではありません。

(岩手県ホームページから引用)

### 2 全国の動き

平成 27 年 11 月に東京都世田谷区、東京都渋谷区において全国で初めてパートナーシップ制度が導入されて以降、制度導入に向けた動きは全国に広がり、「東京都渋谷区・認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度協働調査」によると全国 1,772 団体のうち、328 団体(令和 5 年 6 月 28 日時点)で制度が導入され、5,171 組(令和 5 年 5 月 31 日時点)が制度を利用しています。

また、最近では、パートナーシップ制度と合わせてファミリーシップ制度を導入する自治体が多くなっています。

※ファミリーシップ制度とは、パートナーとなった二人と生計を同一にする子どもや親等の家族について、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに対して、自治体が発行する証明書等を発行する制度。

### 3 岩手県内の動き

岩手県内では一関市が令和 4 年 12 月に県内の自治体では初めてパートナーシップ制度を導入し、令和 5 年 3 月に岩手県が「県内市町村におけるパートナーシップ制度の導入、さらには相互利用の円滑化を促し、誰もが生きやすい地域 社会の実現を図る」ことを目的とした「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定し、令和 6 年 1 月までに盛岡市、宮古市、矢巾町が制度を導入しています。

さらに、令和 6 年 1 月現在において久慈市、大船渡市、陸前高田市、紫波町が令和 6 年 4 月に制度を導入予定であることを公表し、県内においてもパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入が広がりを見せています。

なお、現在制度を導入している 4 市町において制度を利用しているのは、13 組(盛岡市：12 組、一関市：1 組、宮古市・矢巾町：0 組)(令和 6 年 1 月 12 日時点)となっています。

#### 4 釜石市の動き

令和4年12月に実施した「釜石市男女共同参画推進プラン改訂に関する市民意識調査」において「LGBTなどの性的少数者の人たちが暮らしやすい社会にするため、どのような施策が必要だと思いますか。」という質問に対して「パートナーシップ制度の導入」と回答した方は、回答者の24.5%となっており、「幼少期からの教育の充実」、「相談窓口の充実」、「差別を禁止する条例の制定」に次ぐ4番目に多い回答結果となりました。

「パートナーシップ制度の導入」と回答した方は、18歳から29歳までの年代で40.9%となっており、他の年代に比べ若い世代において、パートナーシップ制度への理解が広まってきているものと推察されます。

また、令和5年11月には、昨今の情勢を鑑み、性的マイノリティを主題とした市民向けのセミナー初めて市が主催で実施し、31人が参加しました。

性的指向や性自認に関わらず誰もが安心して暮らせる社会づくりの実現に向けて取り組みを進める必要があることから市では、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入を検討していくものとします。

#### 5 受けられる行政サービス等

##### 【行政サービス等の例】

- ・市営住宅の入居
- ・市営墓地の使用・継承
- ・教育・保育給付認定申請
- ・施設等利用給付認定申請

##### 【民間サービス等の例】

- ・携帯電話会社での家族割サービスの適用
- ・生命保険金の受取指定
- ・企業内の福利厚生(結婚祝い金、結婚休暇等)の適用